

国民年金保険料の後納制度が始まります！

現在、未払いの国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納められるのは過去2年分までですが、10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年まで(平成14年10月分から)遡^{さかのぼ}って納められるようになります。

※延長される10年とは、納めようとする月の前10年以内の期間です。

納期は月ごとに到来します。

・平成14年10月分

↳平成24年10月31日

・平成14年11月分

↳平成24年11月30日

・平成14年12月分

↳平成24年12月31日

◎3年度以上遡^{さかのぼ}って保険料を納付する際は、加算金がかかります。(平成22年度分の保険料は平成25年3月31日まで加算金がかかりません)

※納付の申込は、早めの手続きをお願いします。



ご利用いただける方

① 20歳以上60歳未満の方

10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や、未加入期間をお持ちの方。

② 60歳以上65歳未満の方

①の期間の他、任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方。

③ 65歳以上の方

年金受給資格がなく、任意加入中の方など。

※老齢基礎年金を受給している方は、申込できません。

◆**申込みから納付までの手順**

①年金事務所申込書の送付依頼

依頼

※日本年金機構ホームページ

(<http://www.nenkin.go.jp>)

からも取得できます。

② 申込書が送付されます。

③ 申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。

※年金加入期間の確認のため、戸籍謄本が必要な場合があります。

④ 年金事務所申込書の審査・承認などを行います。

※承認通知書、納付書が送付されます。

⑤ 納付書により金融機関、コンビニエンスストア等で保険料を納めてください。

※役場、町民サービスセンター、年金事務所では納められません。

◆**問い合わせ**

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570(011)050

・受付時間

月～金曜日

午前8時30分～午後5時

15分(月曜日は午後7時まで延長)

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

千葉県大利根土地改良区総代選挙

10月19日に任期が満了する、千葉県大利根土地改良区総代の選挙を、次のとおり行う予定です。

- 選挙期日(投票日) 10月9日(火)
- 投票のできる方 千葉県大利根土地改良区組合員の方
- 立候補届出期間 10月2日(火)・3日(水) 午前8時30分～午後5時
- ※届出用紙は、町選挙管理委員会にあります。
- 立候補できる方 昭和62年10月10日以前に生まれた方で、千葉県大利根土地改良区組合員の方
- 選挙すべき総代の数 113人 ※匝瑳市、旭市、横芝光町で18選挙区
- 横芝光町の選挙区

選挙区	選挙の区域	選挙すべき総代の数
第8区	東陽地区	9人
第9区	白浜地区	6人

◆問い合わせ 町選挙管理委員会(総務課内) ☎84-1211